

死因究明・個人識別システム研究会 規約改正新旧対照表

以下が規約の改正のポイントです。

第1条では、本会の名称を「死因究明・個人識別システム」について研究する会としているが、課題の対象を亡くなった方だけではなく、生きている方にも広げたいため、法医学全般に関わるような名称への変更とした。

「死因究明」という名は残しつつ、一方、名称が長くなるため略称も定めるものとする。

以上

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（名称）</p> <p>第1条 本会は、「死因究明・個人識別システム研究会」と称する。</p>	<p>（名称）</p> <p>第1条 本会は、「死因究明・個人識別等法医学システム研究会（略称：法医学システム研究会）」と称する。</p>
<p>（目的）</p> <p>第2条 本会は、国内外の死因究明・個人システムの現状と課題について情報交換、研究並びに関係各所への提言を行い、これによりわが国における死因究明・個人識別システム改善に貢献し、あわせて会員相互の協力親睦を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 本会は、国内外の死因究明・個人識別等法医学システムの現状と課題について情報交換、研究並びに関係各所への提言を行い、これによりわが国における死因究明・個人識別等法医学システム改善に貢献し、あわせて会員相互の協力親睦を図ることを目的とする。</p>
<p>（会員）</p> <p>第4条 死因究明・個人識別システムを研究する者は本会の会員となることができる。</p>	<p>（会員）</p> <p>第4条 死因究明・個人識別等法医学システムを研究する者は本会の会員となることができる。</p>

※ なお、混乱を避けるため、ホームページURL及びメールアドレスは従来のものを使用することとします。